

長期療養児家庭支援事業のご案内

お子さんが小児慢性特定疾病で長期に入院され、そのお子さんに付き添うために宿泊施設を利用される場合、宿泊予約のお手伝いをし、宿泊料金の一部を京都府が負担します。

利用の条件や手続については、京都ファミリーハウスへご相談ください。

(当事業は、長期入院児の家族を支援する民間団体「京都ファミリーハウス」に委託しています。)

対象者

京都府内（京都市内を除く。）に在住し、長期療養児に付き添う保護者等 1 名
長期療養児とは、次のすべての要件に該当する児童です。

- ①小児慢性特定疾病医療費の受給者証をお持ちの児童等であること。
- ②小児慢性特定疾病の療養のため、5日以上入院が必要であること。

利用方法

- (1) 京都ファミリーハウスへ宿泊の予約をしてください。
☎ 090 - 5309 - 4351
- (2) 予約後、京都ファミリーハウスへ次の書類を提出してください。
 - ①長期療養児家庭支援事業申請書
 - ②小児慢性特定疾病医療受給者証の写し
 - ③入院診療計画書等又は長期療養証明書（医療機関発行）
- (3) 京都ファミリーハウスから長期療養児家庭支援事業利用券を発行します。
- (4) 宿泊施設に利用券を提出し、宿泊してください。
- (5) 宿泊施設に宿泊料金をお支払いください。宿泊料金は、裏面の金額から1泊当たり2,000円を差し引いた金額となります。（京都府が負担）

※利用可能な施設や料金等は裏面をご覧ください。

利用できる宿泊施設

京都ガーデンパレス

住所：京都市上京区烏丸通下長者町上ル龍前 605

電話：075 - 411 - 0111

※この事業による宿泊の予約を希望される場合は、必ず京都ファミリーハウスへお問い合わせください。宿泊施設へ直接予約をすることはできませんので、ご注意ください。

対象者1名の1泊あたりの宿泊料金

※下記料金のうち、2,000 円を京都府が負担します。（宿泊料金は室料のみ。食事等は含まない）

¥10,500	¥9,000	¥7,300
4月1日～4月6日	4月7日～4月25日	6月1日～7月11日
4月26日～5月6日	5月7日～5月31日	9月1日～9月30日
7月12日～8月31日	10月1日～11月14日	12月8日～12月26日
11月15日～12月7日		1月4日～2月20日
12月27日～1月3日		2月26日～3月14日
2月21日～2月25日		
3月15日～3月31日		

お問合せ先

■ 宿泊予約に関すること

京都ファミリーハウス（こどもすこやか宿係） 電話 090 - 5309 - 4351
〒612-8316 京都市伏見区上板橋町 500-2-401
京都ファミリーハウス 古賀宛

■ 制度に関すること

京都府健康対策課 電話 075 - 414 - 4972



京都府ホームページ